

# 屋外広告物には、ルールがあります。

## ●屋外広告物とは

屋外で、公衆に対し、常時または一定の期間継続して表示される広告板、広告塔、広告幕、のぼり、アドバルーン、はり紙、はり札、立看板などをいいます。

内容が営利的なものも、非営利的なものも、どちらも屋外広告物に該当します。



## ●禁止物件

次の物件に対する広告物の表示（設置）は、原則禁止されています。

1. **橋梁**、トンネル、高架構造物、地下道、分離帯
2. 石垣、擁壁
3. **街路樹**、路傍樹
4. 銅像、神仏像、記念碑
5. **信号機・道路標識**、道路上の柵、こまどめ、里程標
6. 消火栓、火災報知器
7. 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電設備
8. 送電塔、送受信塔、照明塔、火のみやぐら
9. 煙突、ガスタンク、水道タンク
10. 電柱、街灯柱（はり紙、はり札、立看板、のぼりの禁止）



## ●禁止広告物

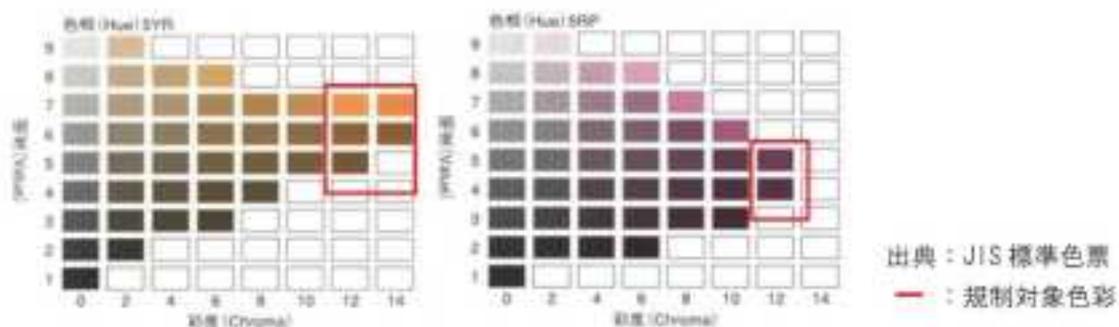
次の広告物は、表示または設置してはいけません。

1. 汚染、退色または塗装のはく離、破損、老朽等により著しく美観風致を損なうおそれのあるもの
2. 倒壊または落下などにより、公衆に危害を及ぼすおそれのあるもの
3. 1箇所に同一のものを多数集中して表示するもの
4. 信号機または道路標識に類似し、またはこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
5. 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

## ●許可の基準

面積及び高さ等の基準は、基準一覧表を参照。（適合させること）

1. 容易に破損や腐朽、倒壊、落下するおそれのないものであること
2. 特に景観に配慮すべき地域または場所にあつては広告物の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和するものでなければならない
3. 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても塗装その他の装飾がなされたものであること
4. 勝山市全域が景観計画区域であるため、広告物等を表示（設置）しようとする場合、使用する色の表示方法が当該景観計画に適合すること。
5. 下地に彩度の高い色（日本工業規格 Z8721 に定める三属性による色の表示方法に規定する彩度が12以上の色）を使用しないこと



## ●許可期間と手続き

広告物の種類	許可期間
耐久性を有する広告板、広告塔で、業務主任者となれる資格を有する者が管理者となるもの	3年以内
はり紙、はり札、立看板、広告幕、気球広告等	1月以内
上記以外の広告物（一般の広告板、電柱広告、移動広告等）	1年以内

屋外広告物を表示するときは、「市長の許可」が必要です。

- 都市建設課に許可申請し、市長の許可を受けなければなりません。
- 広告物等表示管理者を指定し、届け出る必要があります。（ただし、はり紙・はり札・立看板・ぼんぼり・あんどん等は不要です。）
- 広告板、広告塔等については許可期間満了の際に、通知と更新申請書を送付いたしております。
- 許可を受けた広告物の許可期間を更新しようとする場合は、その期間満了の10日前までに許可を受ける必要があります。
- 表示できる場所・面積・高さ等には、一定の制限があります。

●許可手数料

手数料の名称		単位	金額	摘要
手数料	(1)はり紙	50枚(50枚未満の端数があるときは、50枚として計算する。)	190円	
	(2)はり札	1枚	40円	
	(3)立て看板	1個	220円	
	(4)電柱広告	1個	310円	
	(5)広告板 (6)広告塔	1個(3平方メートル未満)	440円	発光装置、照明装置等を有する広告物等については、1個につき、左記の金額にその10分の5に相当する額を加算する。
	(7)移動広告 (8)照明広告	1個(3平方メートル以上)	880円 (3平方メートル増すごとに440円加算する。)	
	(9)気球広告	1個	620円	
	(10)広告幕	10平方メートル(10平方メートル未満の端数があるときは、10平方メートルとして計算する。)	310円	
	(11)ぼんぼり (12)あんどん	1灯	50円	
	(13)のぼり	1枚	50円	

ただし以下の場合には手数料を免除することができる。

- (1) 道標、案内図、案内標識その他公共的目的をもって屋外広告物を表示または設置するために許可を受けようとするとき
- (2) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出をした団体のはり紙、はり札又は立て看板を表示するために福井県屋外広告物条例の規定による許可等を受けようとするとき。

## ●適用除外広告物

(1) 次の広告物は、許可を受けることなく、**禁止物件**、**禁止地域**、および**許可地域**に表示することが出来ます。

- ① 法令の規定により表示（設置）する広告物
- ② 国または地方公共団体が公共的目的をもって表示（設置）する広告物で、次に掲げるもの。
  - ・災害、事故その他緊急時に表示（設置）するもの
  - ・公共施設の管理または利用者の利便のために表示（設置）するもの
- ③ 国または地方公共団体が表示（設置）する広告物で、市長に協議したもの
- ④ 公職選挙法による選挙運動のために表示（設置）する広告物

(2) 次の広告物は、**許可を受けることなく**、**禁止地域**、および**許可地域**に表示することが出来ます。

- ① **自家用広告物**で次表の要件に適合するもの。
- ② 自己の土地や物件を管理するため表示する広告物「自己管理広告物」で次表の要件に適合するもの。

<b>禁止地域</b>	<b>許可地域</b>
1 敷地につき総表示面積が 5 m <sup>2</sup> 以内 自家用広告物の許可基準を満たすもの (基準一覧表を参照)	1 敷地につき総表示面積が 10 m <sup>2</sup> 以内 自家用広告物の許可基準を満たすもの

- ③ 工事現場の仮囲いに表示する広告物（宣伝のもの以外）
- ④ 冠婚葬祭、祭礼等のため表示する広告物で、表示期間が 1 ヶ月以内
- ⑤ 講演会、展覧会、音楽会等のため、会場の敷地内に設置する広告物
- ⑥ 鉄道の車両または自動車に表示する広告物で、次表の基準に適合するもの

	表示寸法	表示箇所
鉄道の車両	縦 0.6m 以下 横 0.9m 以下	2 箇所以内
自動車	縦 0.42m以下 横 0.6m 以下	3 箇所以内

- ⑦ 人、動物、船舶等に表示される広告物
- ⑧ 地方公共団体や自治会等が設置した公共掲示板に表示される広告物
- ⑨ 鉄道の車両または自動車に表示する広告物で、使用の本拠が他自治体の屋外広告物条例の適用を受ける区域内にあり、当該条例に適合するもの

(3) 次の広告物は、許可を受けた場合に限り、禁止地域に表示することができます。

① 自家用広告物のうち、許可が不要な要件を満たさない広告物。

(禁止地域：5㎡以上、許可地域：10㎡以上)

② 公共の安全、環境の保全等公共的目的をもって表示（設置）される広告物

③ 鉄道の車両または自動車に表示する広告物

(4) 次の広告物は、許可を受けた場合に限り、一部の禁止地域（第2種禁止地域、第3種禁止地域）に表示することができます。

(案内広告物)

\*ただし、個数、範囲の制限があります。

(5) 擁壁・送電塔・煙突は禁止物件ですが、次の要件に該当すれば表示可能です。

① 自家用広告物、自己管理広告物を、自己の所有または管理する物件に表示するもので、次表の基準に適合するもの

	擁壁、送電塔等	煙突等
自家用広告物	5㎡以内	表面積の10分の1以内
自己管理広告物	5㎡以内	表面積の10分の1以内

② 宣伝の用に供しない広告物で、煙突等に表示するもの

禁止地域(第1種、第2種、第3種禁止地域)の規制

### 福井県屋外広告物条例「禁止地域」

	自家用広告物	案内広告物	一般広告物
<b>広告物の種類</b>	●店名や営業内容を表示するため、自己の敷地内に設置する広告物 	●店舗等へ案内誘導するために設置する広告物 	●店舗等の宣伝をするためなどに設置する広告物 
<b>禁止地域</b> ・高速自動車道の両側500m ・主要国道、地方道の両側300m ・低層や中高層の住居が密集している地域など	 <b>設置できる</b>	 設置できるが、種数・場所に制限あり	 <b>設置できない</b>

第1種禁止地域には設置禁止

※禁止地域

	路線等
第1種禁止地域	<p>国史蹟区域(白山平泉寺旧境内)、天然記念物区域(アラレガコ生息地の九頭竜川、北谷町杉山の化石発掘現場など)、都市公園、図書館等の公共施設の敷地内など</p>
第2種禁止地域	<p>①一般国道 157 号の両側 300m 勝山市北谷町谷(石川県境)から勝山市長山町(一般県道滝波長山線との交差点)まで</p> <p>②主要地方道大野勝山線の両側 300m 勝山市平泉寺町大渡(一般県道上唯野西屋勝山線との交差点)から勝山市平泉寺町大矢谷(大野市境)まで</p> <p>③一般県道平泉寺線の全区間の両側 300m</p> <p>④一般県道平泉寺大渡線の全区間の両側 300m</p> <p>⑤一般県道奥越高原線の両側 300m 勝山市平泉寺町赤尾(一般県道平泉大渡線との交差点)から勝山市平泉寺町小矢谷(大野市境)まで</p> <p>⑥法恩寺山有料道路の全区間の両側 300m</p> <p>⑦勝山市道 5-21 号線の全区間の両側 300m</p> <p>※ ただし、商業地域等は除く</p>
第3種禁止地域	<p>①一般国道 157 号の両側 300m 勝山市長山町(一般県道滝波長山線との交差点)から勝山市遅羽町</p>

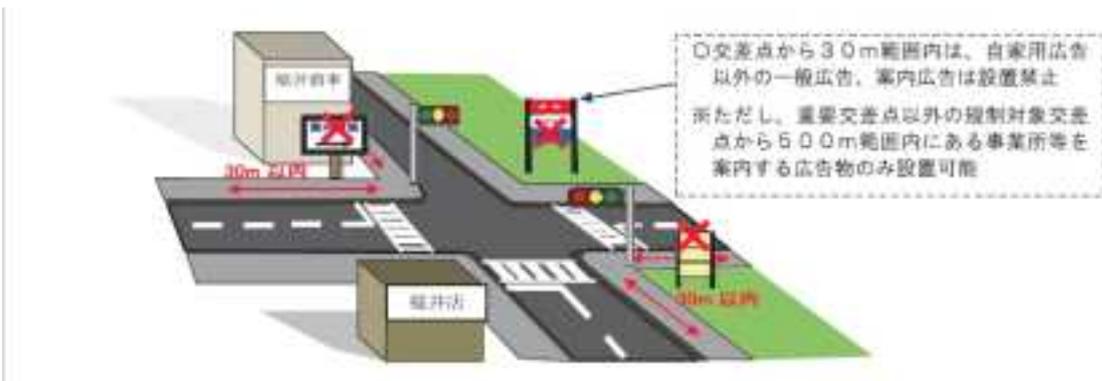
第3種禁止地域	<p>下荒井(大野市境)まで</p> <p>②一般国道416号の両側 300m 永平寺松岡室(福井市境)から勝山市滝波町(一般県道滝波長山線との交差点)まで</p> <p>③一般県道藤巻下荒井線の両側 300m 永平寺町市荒川(一般県道牧福島市荒川線との交差点)から勝山市遅羽町下荒井(一般国道157号との交差点)まで</p> <p>⑤一般県道勝山インター線の全区間の両側 300m</p> <p>⑥中部縦貫自動車道のうち供用されている区間の両側 500m 永平寺町松岡吉野堺(福井市境)から勝山市遅羽町大袋(大野市境)まで</p> <p>※ただし、商業地域等は除く</p>
---------	---

\*商業地域等とは、住居専用地域を除く用途地域をいう。

※許可地域

	路線等
許可地域	<p>禁止地域を除く市内全域 (住居専用地域を除く用途地域内は、許可地域となります。)</p>

※信号交差点周辺の規制



事故の危険性が高い交差点 ⇒ **長山交差点 (重要交差点)**

上記のほか、信号機のある以下の交差点

⇒ **国道と国道が交差、国道と県道が交差、国道と市道が交差、県道と県道が交差**